

～浅川清流環境組合からのお知らせです！！～

環境保全協定の概要

環境保全協定とは、公害防止及び周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的としたもので、『施設の運転に関することや情報発信などに関する約束』です。安全な運転を行い、安心していただけるよう協定の締結を目指しています。今回は協定の概要をお知らせします。なお、協定の条項や資料は、下記の2次元コードよりご覧になれます。



処理をするごみの種類は？



3市の可燃ごみです。このほか、他施設での故障などで処理できないごみや災害ごみが想定されます。受入れの際は地元の方々にお知らせします。

第1条 処理対象ごみ

排ガスの公害防止基準値は法規制値のこと？
排ガス以外にも基準値はあるの？



排ガスの公害防止基準値は自主基準であり、法規制値よりも厳しい数値です。排ガスのほか、排水、騒音、振動、悪臭について定めます。

第2条 環境対策（第1項）、表1～6

公害防止基準値を超過した場合はどうなるの？
公表はするの？



基準値を24時間連続して超過すると運転を停止します（詳細は運転・停止再開方針参照）。また、重大な故障や事故などの非常事態発生時も運転を停止するとともに公表をします。（公表基準（案）参照）

運転・停止再開方針、公表基準（案）

2次元コード



環境保全協定（案）



公表基準（案）



苦情・要望等対応手順（案）



運転停止・再開方針

処理のできないごみが持ち込まれないようにする対策は？
運転について、専門家の意見を取り入れると安心なのだが？



抜き打ち検査を月4回以上行います。
また、協定の締結に併せ、専門家の委員会を作り、運転に反映します。

第3条 環境の監視

どんな情報を公表するの？



排ガスなど運転の情報を公表します。
ホームページのほか、表示設備でご覧になれます。

第4条 情報の発信

収集車両の走行ルートは？



当施設に来るルートは多摩川沿いの走行ルートです。また、施設周辺の搬入路の清掃を年2回行います。

第5条 車両対策、
第6条 周辺環境対策

健康被害があったら？
どこに言ったらいいの？
組合への要望は？
誰でも意見できるの？



どなたでも、どんなことでも組合にご相談ください。
要望などの対応手順も協定と一緒に作成してまいります。

第7条 苦情処理、
苦情・要望等対応手順

協定に期限はあるの？
協定の内容に変更が出たらどうなるの？



期限は施設が廃止されるまでです。
協定の内容に変更の必要が生じた場合は改めて協議をします。

第8条 環境保全協定の期限、
第9条 協議

次の第4回環境保全協定検討委員会は12月4日 午前10時から当組合6階 601会議室にて開催の予定です。
(どなたでも傍聴ができます。)

問い合わせ先 浅川清流環境組合 事業課
〒191-0021 東京都日野市石田一丁目210番地の2
電話：042-506-2923 FAX：042-589-0545
電子メール：kawasemi@asakawaseiryu.jp